

市体育施設版

目次

1. 本手引きについて	……P. 2
2. 使用できる施設・照明使用料	……P. 2
3. 使用上の注意	……P. 3
4. 使用について	……P. 4
5. 使用の変更・中止について	……P. 8
6. 窓口について	……P. 9
7. 緊急時の対応について	……P. 9

1. 本手引きについて

市の体育施設は、矢板市が所有している公有財産ですので、施設を使用する際には使用申請と教育委員会による許可が必要です。

本冊子は体育施設の利用について、利用申込等に関する流れをまとめ、円滑にご利用いただくための手引きとして作成いたしました。

利用者の皆様、関係者の皆様で運営の参考としてご活用いただければ幸いです。

2. 使用できる施設

体育施設名	時間	申請窓口
矢板市武道場	9：00～22：00	矢板市施設管理公社 (泉きずな館内) 0287-43-8210
矢板市弓道場		
日新体育館	9：00～21：30	
泉体育館		
泉グラウンド	8：00～17：00	
日新多目的グラウンド		
緑新スタジアム YAITA(矢板運動公園陸上競技場)		
矢板運動公園サッカー場		
システム興産スタジアム(矢板運動公園野球場)	8：00～21：00	
大進電気グラウンド(矢板運動公園多目的グラウンド)		
矢板運動公園テニスコート	9：00～21：00	
片岡トレーニングセンター	9：00～21：30	片岡トレーニングセンター
片岡運動場	8：00～21：30	0287-48-0680

矢板市体育施設設置及び管理条例第3条関係

3. 使用上の注意

各団体が気持ちよく施設を使用することができるように、使用の際には以下の点に注意するよう、周知徹底してください。

1. 下履きと上履きを区別し、上履きのまま外へ出ないでください。また、下履きのまま上がらないでください。
2. 施設内については全面禁煙です。敷地外で喫煙される場合は、必ず吸殻を持ち帰るようにしてください。
3. 備品は大切に使用してください。使用した場合は、必ず元の位置に戻してください。
4. 使用後は必ず後片付け・清掃を行ってください。
5. 使用後はすべての窓や玄関が施錠されているか確認してください。
6. 電気・水道等の節約にご協力ください。
7. 使用時間は準備片づけ等全て含めた時間です。余裕をもって終了し、後片付けを行ってください。
8. ゴミ等は各自持ち帰ってください。
9. 幼児等の行動については、保護者が責任を持ってください。
10. 使用中のケガや事故・盗難などについては責任を持ちかねますので、安全確保や保険への加入は使用団体で対応してください。
11. 無断で設備や用具を移動したり、所定の場所以外に立ち入ったりしないでください。
12. 使用中に建造物・設備・その他の器具等を破損・紛失した場合は、各窓口へすみやかにご連絡ください。(故意・過失の程度によっては全額負担していただきます)
13. 屋内施設は室内用ボール以外の使用は禁止です。また、金属バッドの使用、サッカー、フットサルも禁止です。
14. 予約後のキャンセルは、各窓口へすみやかにご連絡ください。
15. 団体で管理する施設の鍵を紛失した場合は、すみやかに施設管理公社または生涯学習課スポーツ推進室へご連絡ください。
16. 火気の使用は禁止です。
17. 使用後は必ず照明を消してください。
18. ペットなどの動植物の持ち込みは禁止です。
19. 市の行事、施設・設備の状況等により、許可後であっても、急遽使用できなくなることがありますので、あらかじめご了承ください。

4. 使用について（矢板市公共施設予約システム）

（1）使用者登録

施設を使うためには、個人または団体の使用者登録が必要です。生涯学習課スポーツ推進室または各窓口に申請書を提出してください。登録後は、インターネット上の予約システムから、施設の予約ができるようになります。なお、中学生以下が使用を希望する場合は保護者が登録、申請を行ってください。

（2）使用申請、使用料の支払い

予約システムで予約後、窓口で使用申請し、使用料をお支払いください。支払い後、使用許可書と領収書を受け取ってください。

対象	受付開始日
専用使用	3 か月前の 1 日から
部分使用	1 か月前の 1 日から
定期使用登録団体	3 か月前の 1 日から

※予約システムからの予約は定期使用登録団体以外、1 か月前の 1 日からです。

（3）鍵の貸出

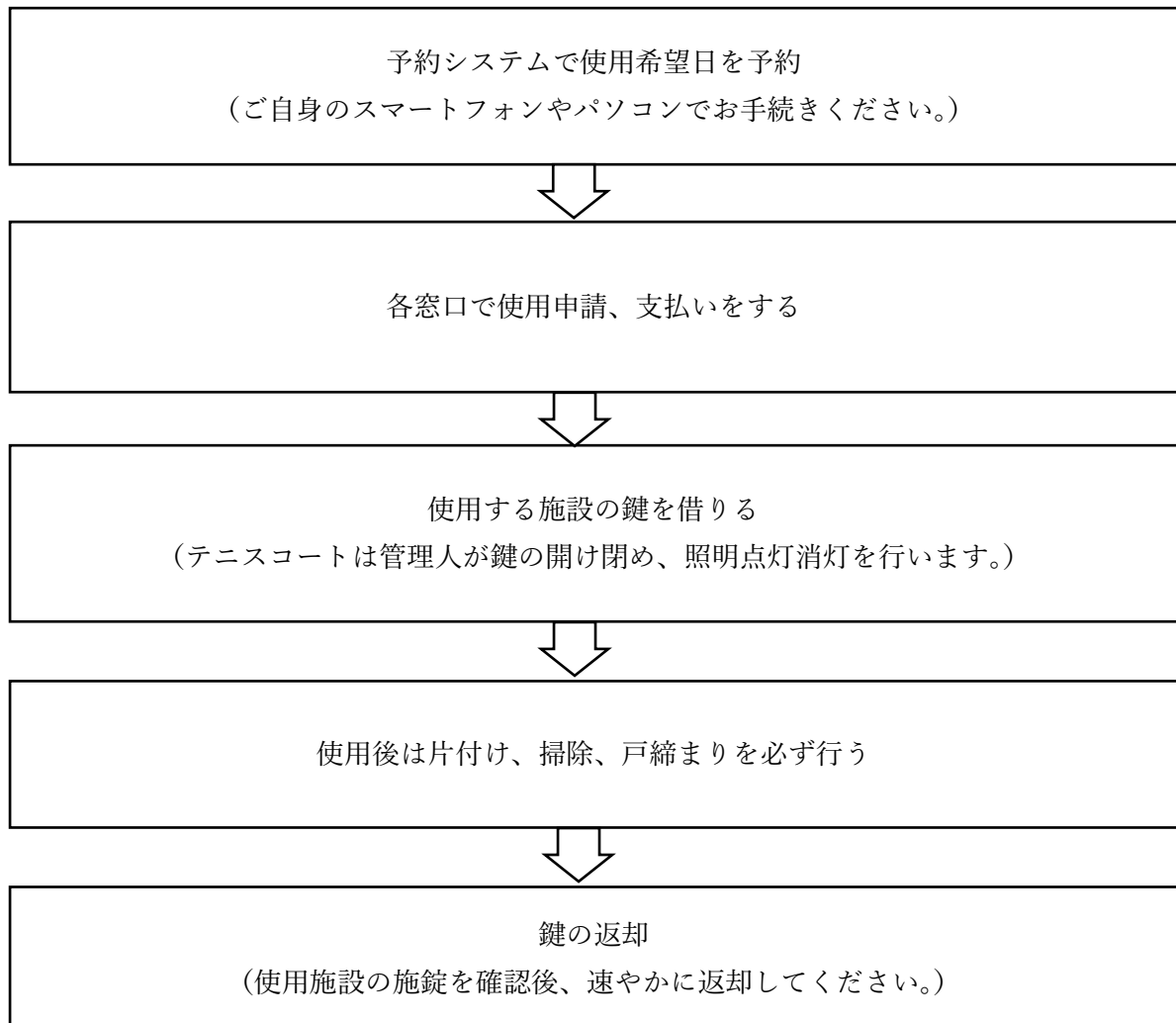
使用の 2 日前から鍵が借りられます。受付時間は P.9 をご覧ください。

※休館の日（年末年始）は貸出ができません。該当の日に使用する団体は必ず事前に鍵を借りてください。

（4）使用日当日

許可を得た時間は準備・片づけを含めたものです。P.3 の使用上の注意を熟読のうえ、使用後は施錠、モップがけ等原状回復に努めてください。また、団体の荷物は都度持ち帰ってください。

【貸出手続きのまとめ】



(5) 使用料の減免申請について

体育施設は受益者負担を原則として使用料をいただいております。

体育施設の使用料は、事前に教育委員会が認めた場合は減免となる場合があります。

減免を希望する団体は次の書類を提出し、教育委員会の審査・許可を受けてください。

なお、全ての申請が減免を受けられるとは限りません。

矢板市体育施設設置及び管理条例施行規則に基づいた適正運用をいたします。

提出書類（様式は生涯学習課窓口）

(ア) 減免使用団体登録申請書又は減免使用申請書

(イ) 団体の会則、要項など活動内容がわかるもの

(ウ) 会員名簿

(エ) 指導者名簿

(オ) その他教育委員会が必要と認めた資料等

※定期使用団体は（ア）（エ）のみで結構です。

※書類に不備がある場合には、承認に時間がかかることがありますので、よく確認の上ご提出ください。

(6) 市内中学生以下及び市内高校生の使用料の減免について

市内中学生以下及び市内高校生の使用料は下記のとおりとなります。使用料が減免となるため、市内の小中高生であることが分かるものの提示を求める場合があります。

市外であっても「塩谷広域圏スポーツ・レクリエーション施設の広域利用に関する協定書」が有効である限り、さくら市、塩谷町、高根沢町の方の使用料のみ矢板市民と同様の扱いとなります。（照明代の減免はいたしません）

	使用料	照明料	備考
市内中学生以下	無料	1/4	指導者その他管理者がいない場合は使用できません。
市内高校生	半額	1/2	学生証を提示してください。
市外中学生以下	減免無し	減免無し	さくら市、塩谷町、高根沢町の方の使用料のみ矢板市民と同様の扱いとなります。（照明代の減免はいたしません）
市外高校生	減免無し	減免無し	

(7) 障がい者等の使用料について

障がい者、構成員の半数以上が障がい者の団体及び障がい者スポーツの指導者、ボランティア等を育成する団体並びに特別支援を行う学校の使用料は、下記のとおりとなります。使用料が減免となるため、身体障害者手帳、養育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の提示を求める場合があります。

	使用料	照明料	備考
障がい者等	無料	無料	障がい者 1 名につき 1 名の介助者も対象となります。

参考

矢板市体育施設設置及び管理条例施行規則

(使用料の減免)

第 7 条 条例第 10 条第 3 号に規定する使用料の減免は次のとおりとする。

- (1) 国又は県が主催する行事に使用するときで、教育委員会が特に必要があると認めたときは、使用料（照明設備の使用料を除く。）の 2 分の 1 を減額する。
- (2) 矢板市体育団体その他公共団体が使用するとき、使用料（照明設備の使用料を除く。）の 2 分の 1 を減額する。
- (3) 社会教育団体その他公共的団体が使用するとき、使用料（照明設備の使用料を除く。）の 2 分の 1 を減額する。
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

5. 使用の変更・中止について

予約後に使用の変更・中止をされる場合は、すみやかに各窓口にご連絡ください。

(1) 使用料の還付について

すでに使用料をお支払いただいている場合は、下記のと通りの対応となります。

変更・中止理由等	還付額	備考
1日～当日のキャンセル	還付無し	使用したものとしします
2日前までのキャンセル	半額	
施設の都合によるもの	全額	災害時、警報発令時など

矢板市体育施設設置及び管理条例施行規則第8条（平成17年教委規則第4号）

(2) 還付のながれ

使用料の還付を希望される場合は、以下の書類を提出してください。

(ア) 体育施設使用取消（変更）申請書

(イ) 体育施設使用料還付申請書

(ウ) 体育施設使用許可書の写し

(エ) 領収書の写し

教育委員会で審査を行い、体育施設使用料還付決定（却下）通知書を送付いたします。

6. 窓口について

申請窓口は、「2. 使用できる施設」に記載のとおりとなっております。

下記の時間は開館しており申請等受付けておりますが、土日祝日は日直の対応となるため、ご相談等ある場合は事前にご連絡をいただければと思います。年末年始は休館となりますので、ご注意ください。

【施設管理公社】

受付時間：月・火・水・木・金 8:30～19:00
土・日・祝日 8:30～17:00

【片岡トレーニングセンター】

受付時間：火曜日以外（土日祝含む） 9:00～19:00
火のみ 9:00～17:00

7. 緊急時の対応について

事故が発生した場合、慌てずに落ち着いて対処してください。

参加者の安全確保を第一とし、怪我人等がいる場合は応急処置を行う、119番をする等の対応をしてください。

また日頃から緊急時の対応について団体内で話し合いの場を持ち、適切な初期対応をとれるよう努めてください。

物損してしまった場合、または発見した場合は後に使う方の安全のためにも、程度に関わらず施設管理公社または生涯学習課スポーツ推進室へ必ず連絡してください。

制作・発行

矢板市教育委員会事務局教育部生涯学習課 スポーツ推進室

〒329-2162 矢板市矢板 106-2

Tel 0287-43-6218 Fax 0287-43-4436

E-mail sports@city.yaita.tochigi.jp